

平成 18 年 9 月 14 日 規程第 9 号
平成 22 年 3 月 11 日 規程第 2 号 (イ)

水底トンネル等における危険物積載車両の通行の禁止又は制限に関する検討会の設置に関する規程 (イ)

(目的)

第 1 条 道路整備特別措置法 (昭和 31 年法律第 7 号) 第 8 条第 1 項第 21 号の規定により道路管理者に代わって独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構 (以下「機構」という。) が行う道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 46 条第 3 項に基づく通行の禁止又は制限に関し審議するため、機構に水底トンネル等における危険物積載車両の通行の禁止又は制限に関する検討会 (以下「検討会」という。) を設置する。(イ)

(審議事項)

第 2 条 検討会は、理事長の諮問に応じ、次の各号について審議するものとする。(イ)

- 一 道路法施行令 (昭和 27 年政令第 479 号。以下「施行令」という。) 第 19 条の 12 に基づく車両の通行の禁止に関する事項。
- 二 施行令第 19 条の 13 に基づく車両の通行の制限に関する事項。

(組織)

第 3 条 検討会は、委員 20 人以内で組織する。(イ)

(委員)

第 4 条 委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、理事長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、非常勤とする。

(会長)

第 5 条 検討会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。(イ)

- 2 会長は、検討会の事務を掌理する。(イ)
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代行する。

(開催及び決議)

第 6 条 検討会は、委員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開くことができない。(イ)

- 2 検討会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。(イ)

(資料の提出等の要求)

第 7 条 検討会は、審議のため必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。(イ)

(庶務)

第8条 検討会の庶務は、総務部管理課において行う。(イ)

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が検討会に諮って定める。(イ)

附 則

この規程は、平成18年9月1日から施行する。

附 則 (イ)

この規程は、平成22年3月17日から施行する。